



(2) 当審における控訴人の主張について

控訴人は、①被控訴人は、控訴人の主張、立証に対し争うことなく、乙第1号証を提出しただけであるから、自白が擬制される、②原審裁判官らは、法的根拠もないのに、控訴人から住民票添付の住所変更届を提出させるなどの詐欺行為を行って、控訴人の訴訟続行の意欲を損ない、その上で、検察官らの犯罪行為の解明という国家公益を軽んじて、ただ実体審理を拒まんがために被控訴人の国に与し、純然たる債権譲渡を訴訟信託であるとする牽強附会の判断を下したものであり、原判決は実質的に職務上の犯罪により捏造されたものというべきであるから、無効として破棄されるのが法の正義であるなどと主張する。

しかし、被控訴人が、本件訴訟において、控訴人の請求原因事実を争っていることは、当裁判所に顕著な事実であるから、同請求原因事実につき擬制自白が成立する余地はない。また、原審において、控訴人が裁判所から住民票添付の住所変更届の提出を促され、これに応じたことは記録上明らかであるが、裁判所が、訴訟の円滑な進行のために、訴訟当事者の最新の住所を把握しておくことは必要なことであるから、裁判所が上記書面の提出を求めたことについては法律上何らの問題はなく、他に、原審において本件訴訟に関

与した裁判官らが控訴人に対し詐欺的な行為をし、控訴人の本件訴訟続行の意欲を意図的に損なったと認めるに足りる証拠はない。そして、本件債権譲渡が信託法11条に違反又は同条の趣旨に反するものであることは、前記のとおりであり、甲第21号証は上記結論を左右しない。他に、原審裁判官らが、国家公益の追及を忘れ、いたずらに検察官らの犯罪行為の解明を回避しようとしたことを認めるべき証拠はなく、原判決が実質的に職務上の犯罪により捏造されたものであるとする控訴人の主張は、到底採用することができない。

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 中 嶋 功

裁判官井上哲男は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 青 柳 馨

これは正本である。

平成20年10月16日

東京高等裁判所第19民事部

裁判所書記官 居 関 雅 昭

